

# 業務連絡

2015/08/12 No.1

J R 東海 労新幹線関西地本  
業 務 部

8月11日、10時30分より支社会議室において、昨年度の「申」55号、「申」1号、2号について事前審理を開催しました。さらに、東京第一運輸所他所詰所（車掌詰所）の空調故障についての調査を口頭で申し入れました。以下はその議論内容です。

## 申第55号「松井組合員に対する「訓告」処分に関する申し入れ」（2015年7月10日申入）

1. 松井組合員への「訓告」処分を撤回すること。
2. 組合はサービック会社とは労働協約を結んでいない。サービック会社は、何に基づいて松井組合員に対する「訓告」処分を通知したのか明らかにすること。
3. 6月22日、松井組合員に通知した「訓告」処分について協議する会社は、J R東海会社にあると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
4. 仮に処分の解決の責任がJ R東海会社にないとする場合、その解決する会社及び方法、その根拠を明らかにすること。
5. 組合が、組合員の処分や苦情について出向会社（サービック会社）と協議しようとする場合は何に基づいて協議することが出来るのか明らかにすること。
6. 出向規程の「表彰及び懲戒」（第10条）には、「出向社員の懲戒は、会社と出向先会社で協議の上、いずれか一方において、それぞれ定めるところにより行う。」とある。よって、今回の「訓告」についても出向会社と会社が協議した結果の上、通知したと判断される。会社の見解を明らかにすること。
7. 出向規程の「表彰及び懲戒」（第10条）にある「・・・いずれか一方において、それぞれ定めるところにより行う」とあるが「定めるところにより行う」とは何を指すのか明らかにすること。
8. サービック会社と会社が協議したのはいつ、どのようなメンバーで協議したのか明らかにすること。

### 《 議論内容 》

会社：（扱いは）もう少し時間を頂きたい。

組合：協約の抜けている部分である。

以上

## 申第1号「基本的な労使関係に関する申し入れ」（2015年7月14日申入）

1. 業務委員会については「申し入れ」後速やかに開催すること。
2. 「申し入れ」に対して、業務委員会の開催前に組合側並びに会社側幹事により行ってきた所要事項の決定（基本協約第236条の4の2）は、「事前審理」（基本協約第284条）ではないため「却下」（基本協約第286条）に準ずるような業務委員会の開催拒否を行わず、申し入れた全ての項目について業務委員会を開催すること。
3. 前項「2」における「所要事項の決定（基本協約第236条の4の2）」の「所要事項」に対する会社の考えを明らかにすること。

4. 全ての理由を「減額」された本人に明らかにできない「定期昇給の減額」及び「期末手当の減額」等を直ちにやめること。
5. 「定期昇給の減額」等を行う場合は発令時に全ての減額理由・根拠等を本人に伝えること。
6. 「期末手当の減額」等がある場合は明細書等を渡すときに全ての減額理由・根拠等を本人に伝えること。
7. 「減額」等が適用された社員より苦情処理申請が行われた場合、苦情処理会議の場で全ての減額理由等を明らかにすること。
8. 苦情処理会議並びに業務委員会の委員については、基本協約に則り原則通りに指定すること。
9. 地方・中央労働委員会、各裁判所が会社の「不当労働行為」を認定する救済命令等が数多く出されている。この第三者機関による命令等に対する貴関西支社の見解を明らかにすること。
10. 第三者機関における「命令」等を真摯に受け止め、今後一切の不当労働行為をやめJR東海労働敵視の会社姿勢・労務政策を改めること。
11. 安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。よって事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概要や状況についての情報等を明らかにし安全の確立に向けての労使協議を行うこと。
12. 会社による添乗時における些細な事柄に対する「注意」「指導」は常軌を逸脱しており安全上問題である。直ちにやめること。
13. 厚生労働省がまとめた「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告について」等に対する会社の考えを明らかにすること。
14. 「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告について」に基づき、職場で横行している人権を無視した管理者による「パワーハラスメント」等の行為を直ちにやめること。
15. 「時系列等報告書」の執拗な提出強要を直ちにやめること。
16. 「主任レポート」の執拗な提出強要を直ちにやめること。
17. 事故や些細なミスに対する見せしめ的な「日勤」「長期乗務停止」をやめること。
18. 懲罰的な「日勤」「フォロー試験」を中止すること。
19. 「休日出勤」を早急に解消すること。
20. 本人の承諾のない一方的な「休日出勤」指定をやめること。
21. 全ての職種における「休日予定」の発表は前月の「10日」に行うこと。
22. 「21」項ができないのであれば、「休日予定」の発表を年ないし年度単位で行うこと。
23. 大阪交番検査車両所における6日連続勤務は体調管理等を行いにくく、熱中症などの労働災害発生の危険性が大変高まるため行わないこと。
24. 乗務員・駅員等の夏期制服を清涼感ある「半袖」「開襟・ノーネクタイ」とすること。
25. 猛暑対策は会社施策の一律・一方的な押しつけではなく、現業社員の声を反映させた対策とすること。
26. 65歳定年制とすること。

27. 「専任V」を撤回すること。
28. 責任と賃金が見合わない車両所における下位職からの上位職充当は直ちにやめること。
29. 各職場における年給抑制を解消するため要員を増やすこと。
30. 全ての職種において「暦日」及び「半日」単位の年休取得を認めること。

#### 《 議論内容 》

会社：毎年出してもらってる。内容もほぼ同じ。付議事項には該当しないため業務委員会は開催しない。

組合：納得できない。対立である。

会社：色々な場やこの幹事間でも会社の意見を伝えたい。幹事間でもご意見を聞くこともある。

組合：本部が協約改訂の申し入れをしているが、重複する部分もある。しかし、地方本部が定期大会を開催して一年間の職場からの課題が出された。積み残す問題ばかりである。

会社：個別具体的な内容はその都度、協議したい。

組合：健全な労使関係を築く上での、改善点の前提的な認識とするべき。

以上

#### 申第2号「大阪仕業検査車両所における外注化の「偽装請負」に関する申し入れ」(2015年7月14日申入)

1. 大阪仕業検査車両所の仕業検査業務においてSEKへ委託している請負作業が法律に抵触する「偽装請負」となってる。ただちに仕業検査体制の見直しをはかること。
2. SEKへ業務委託している契約内容を明らかにすること。
3. SEKへの委託内容は、委任契約か請負契約か明らかにすること。
4. 仕業検査業務の委託において、契約担当役は運輸営業部長、監督員指定は大阪仕業検査車両所長でいいのか明らかにすること。また、大阪仕業検査車両所の中で監督者は誰を指定しているのか明らかにすること。
5. 会社が作業の責任者としているA担、A担に代わって業務上の連絡の必要が生じるB担を、会社は契約上また、工事の施工上どのような位置付けとしているのか。明らかにすること。
6. D担当（SEK社員）施工の修繕結果の確認は、A担当（JR）に完了報告を行い確認することになっているが、この結果は工事完了検査になると考えられが、会社の見解を明らかにすること。
7. 東京仕業検査車両所の「仕業検査作業マニュアル」によると、作業責任者の業務で「各担当者の業務内容把握及び技術指導を行う」との記述がある。大阪仕業検査車両所においても同マニュアル内容に沿った指導、指示が行われている。請負契約では請負側に指導は出来ないはずであるが、会社の見解を明らかにすること。
8. 仕業検査業務の請負契約は車両検査工事であるが、設備・資材・機材・工具にいたるまで発注側（JR）の負担でSEKへ業務委託している現状は請負契約上

では問題である。会社の見解を明らかにすること。

9. 大阪仕業検査車両所の現場詰所では、発注側（JR）社員と、委託側（SEK）社員とが発注側（JR）設備である詰所を一緒に使用している。この実態は請負契約上、問題である。会社の見解を明らかにすること。
10. 会社が委託している車両検査工事において、会社が委託会社に求めている成果物は何か明らかにすること。
11. 車両検査工事を業務委託した場合、工事（車両検査）終了時に竣工検査が必要である。会社は何を確認検査しているのか明らかにすること。
12. 仕業検査業務の実態はグループ作業であり、検査担当者から作業指示し、作業者が指示を受ける関係は避けられない実態となっている。この実態は限りなく「偽装請負」の状態であり法的にも指導・指摘を招くことになり、結果会社、社員のためにはならない。会社の見解を明らかにすること。

### 《 回答 》

会社：業務委員会の開催は見送りたい。8月3日以降の問題で話があれば聞かせて頂く。

組合：項目毎の回答を聞きたい。

会社：（1項）SEKへの連絡、伝達ルートはよりベストな形を目指していく上で、一部の作業方法を変更した。これは8月3日からに反映する。

（2、3項）詳細の説明は控えさせて頂く。請負契約で締結している。

（4項）明らかにするつもりはないので控える。（5、6項）A担当もD担当も仕業検査の名前でありそれ以上でもない。担務の名前。（7項）関西支社ではマニュアルを出していないので分からない。（8、9項）工具の関係は、請負契約ではSEKの専門的な技術や能力、仕分けに基づいて業務を行ってる、設備的な関係では負担を強いてるという認識はないと考える。明確な請負契約のために必要なものはSEKで用意して頂くような変更を考えてる。（10項）契約内容をキチンと履行して下さいということ。（11項）必要なタイミングで適宜ということになる。

（12項）伝達、連絡ルートは8月3日以降変更してる。

### 《 議論内容 》

組合：東京のマニュアルには書かれているが、幹鉄事とは連携として進めてないのか。

請負契約上の一般論では、直接の現場の社員同士の連絡、指示は出来ないはず。

会社：東京で回答があるはず。

組合：（道具に関しては）SEKが認識してるから問題ないということか。

会社：SEKが請負契約を履行するためには、道具等に関係なくSEKの専門的技術で行ってるもの。

組合：詰所については問題ないのか。

会社：今はエリアが分かれてる。

組合：ひとつの部屋の中で机が別れてるだけだ。

会社：それがエリアが分かれてるという認識。

組合：8月3日までは問題があったという事か。

会社：会社としては問題ないという認識。

以上

### 《 口頭での申し入れ 》

組合：東京第一運輸所の他所詰所の空調・エアコンが8月7日から動いていない。東一  
輸の管理者にも申告したが、しばらく動いていない。メーカー手配したらしいが、  
会社としても事実の調査と手配をするべき。

会社：事実を調査してみる。

以上